

恩納村人事行政の運営等の状況について

恩納村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年恩納村条例第7号)に基づき、令和2年度の恩納村の人事行政の運営等の状況を公表いたします。

1. 職員の任用及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

令和2年4月1日採用者数 1人 (うち指導主事等職 1人)

(2) 職員の退職の状況

令和3年3月31日における職員の事由別・職種別の退職者の状況は、次のとおりです。

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	合 計
一般行政職	2人	0人	2人	4人
技能労務職	0人	0人	0人	0人
指導主事等職	0人	0人	0人	0人
合計	2人	0人	2人	4人

(3) 職員数の状況

令和2年4月1日の職員数

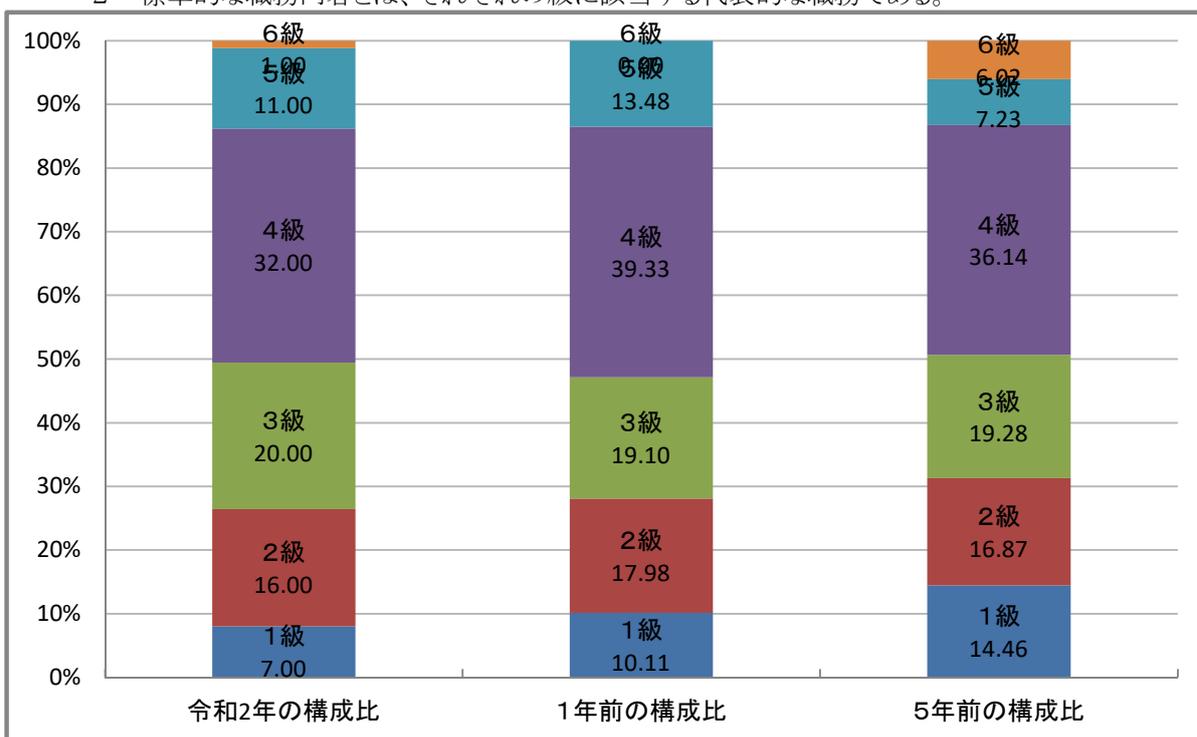
部門		区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成31年	令和2年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	3	3		
		総 務	26	26		
		税 務	10	10		
		農 水	12	12		
		商 工	4	4		
		土 木	9	8	△1	任期付職員の退職による不補充
		民 生	26	27	1	福祉健康課の分課(福祉課、健康保険課)に伴う業務増
	衛 生	8	7	△1	福祉健康課の分課(福祉課、健康保険課)に伴う縮小	
		計	98	97	△1	
		教育部門	27	24	△3	中学校統合事業完了に伴う縮小
	消防部門	0	0			
	小 計	125	121	△4		
公 営 部 門 業	水 道	5	5			
	下水道	3	3			
	その他	3	4	1	育児休業者の欠員補充	
	小 計	11	12	1		
合 計			136	133	△3	
			[151]	[151]		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	定型的な業務及び相当の知識又は経験を必要とする業務を行う主事補、技師補、主事、技師、保育士、栄養士、保健師、幼稚園教諭及び調理師の職務	7	10.11	146,100	247,600
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、栄養士、保健師、幼稚園教諭及び調理師の職務	16	17.98	195,500	304,200
3 級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務及び困難な業務を行う係長、保育所長、主査、技査、主任、主任技師、保育士、栄養士	20	19.10	231,500	350,000
4 級	相当困難な業務を処理する係長、保育所長、主査、技査、保育士、栄養士、保健師、幼稚園教諭及び調理師の職務	32	39.33	264,200	381,000
5 級	困難な業務を所掌する課長、参事、事務局長、室長、会計管理者の業務	11	13.48	289,700	393,000
6 級	相当高度の知識又は経験を必要とする課長、参事、事務局長、室長及び会計管理者の職務	1	0.00	319,200	410,200

- (注) 1 恩納村の給与条例に基づく給料表の区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

2. 職員の競争試験及び選考の状況

令和1年度 実施分 ※採用者数は、令和2年4月1日の採用者数とする。

試験区分	受験者数			合格者数			採用者数		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性
上級試験又は 大学卒業程度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
中級試験又は 短大卒業程度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
初級試験又は 高校卒業程度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他の試験	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

令和2年度 実施分 ※採用者数は、令和3年4月1日の採用者数とする。

試験区分	受験者数			合格者数			採用者数		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性
上級試験又は 大学卒業程度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
中級試験又は 短大卒業程度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
初級試験又は 高校卒業程度	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
その他の試験	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

年度	住民基本台帳人口 (令和2年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和1年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	11,050	13,270,395	312,843	1,301,423	9.81	10.10

※人件費とは、特別職の給与、各委員等報酬、職員給与、共済費などをいう。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

年度	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	121	429,219	78,736	172,771	680,726	5,626

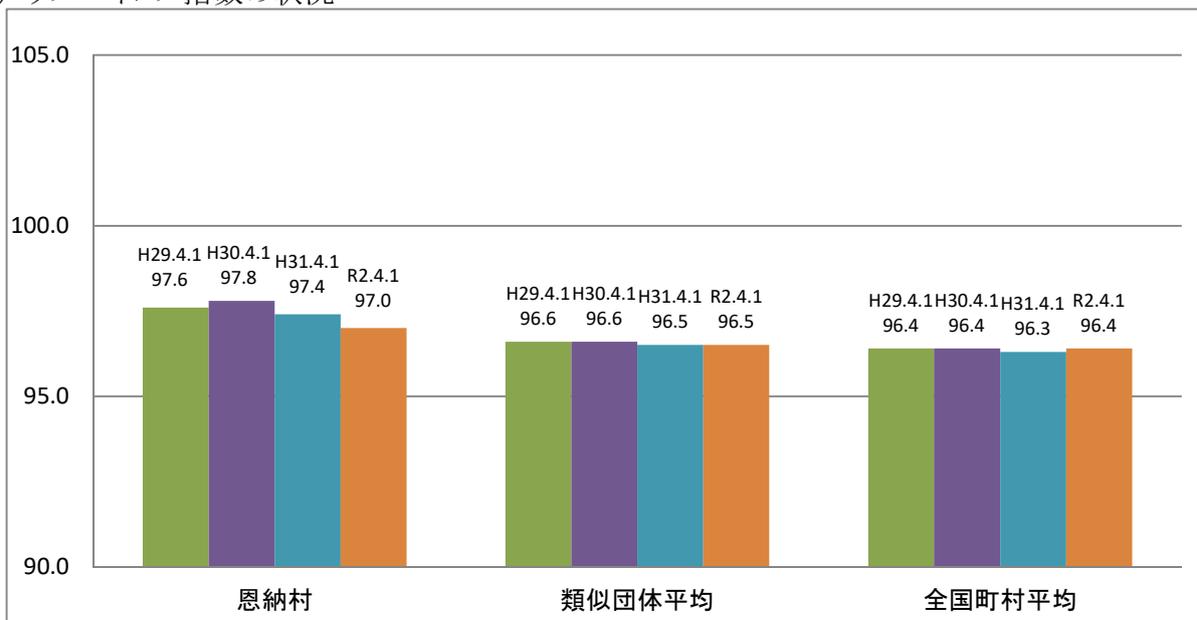
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

年度	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和2年度	40 歳	302,900 円	358,900 円	57.9 歳	* 円	* 円

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区分		初任給
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円
	中学卒	139,900円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和2年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,700円	362,900円	376,600円	392,600円
	高校卒	257,200円	347,100円	357,700円	369,900円
技能労務職	高校卒	-円	-円	-円	-円
	中学卒	-円	-円	-円	358,400円

(7) 職員の手当の状況(令和2年4月1日現在)

① 期末勤勉手当と退職手当の状況

		恩納村	
期末手当 勤勉手当	支給月	期末手当	勤勉手当
	6月分	1.300	0.950
	12月分	1.250	0.950
	計	2.550	1.900
職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ・管理職加算 10%			
退職手当	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
	20年	19.6695	24.586875
	25年	28.0395	33.27075
	35年	39.7575	47.709
	最高限度額	47.709	47.709
その他の加算措置 定年前早期退職			

② 特殊勤務手当

支給実績(令和2年度決算)		910 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		17 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		40.6 %		
手当の種類(手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	村税の賦課及び徴収に関する事務に従事した職員	村税の賦課及び徴収に関する事務	293,100円	日額100円
行旅病人等取扱手当	①精神病患者、②行旅病人、③行旅死亡人を取り扱う職員	①精神病患者、②行旅病人、③行旅死亡人を取り扱う業務	0円	①・② 勤務1回 300円 ③ 勤務1回1,000円
用地等交渉手当	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で、直接交渉する業務に従事した職員	公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で、直接交渉する業務	0円	400円/日
暴風雨時勤務手当	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられた職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間の業務	595,500円	500円/1h勤務
水火災業務手当	水火災業務を行うことを命ぜられた職員	水火災業務	0円	1,000円/1h勤務
感染症等防疫作業手当	感染症等防疫作業に従事する職員	感染症等防疫作業	0円	300円/日
特定感染症等防疫作業手当	特定感染症等防疫作業に従事する職員	特定感染症等防疫作業 (1)新型コロナウイルス感染症 (2)その他村長が特に必要と認める感染症	21,000円	(1) 新型コロナウイルス感染症の患者等の体に接触して又はこれらのものを長時間にわたり接して行う作業 4,000円 (2) (1)に掲げるもの以外の作業 3,000円

③ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②子 10,000円 ③父母等 6,500円 ・16歳～22歳の子1人につき5,000円加算	同		17,531 千円	216,432 円
住居手当	(借家等) 支給限度額28,000円	同		13,785 千円	233,644 円
通勤手当	①通勤距離2km以上 ②自家用車等使用者 ③距離区分に応じ月額2,000円～31,600円 ④交通機関利用職員には、運賃相当額(最高55,000円)	同		9,576 千円	84,743 円
管理職手当	課長・局長・室長に定額30,000円	異	棒給表別、職務の級別・区分別に定められた額(行政職棒給表適用者の場合、4級以上で46,300円～139,300円)	5,488 千円	343,000 円
宿日直手当	火葬・葬祭場受付等勤務1回につき5,000円	異	5,000円	555 千円	5,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合 ①6時間未満 8,000円 ②6時間を超える勤務 12,000円 週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 ①6,000円を超えない範囲	同		30 千円	15,000 円

(8) 特別職の報酬等の状況(令和2年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当
村長	752,000円	6月期 1.50月分
副村長	608,000円	12月期 1.65月分
教育長	571,000円	合計 3.15月分 (役職加算 10%)
議長	271,000円	6月期 1.55月分
副議長	226,000円	12月期 1.65月分
委員長	218,000円	合計 3.20月分
議員	210,000円	(役職加算 10%)

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	休日
1日あたり 7時間45分	8:30	17:15	12:00～ 13:00	○土曜日・日曜日・国民の祝日 ○年末年始(12月29日～31日 、1月2日・3日) ○慰霊の日(6月23日)
1週間あたり 38時間45分				

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇の概要は、次のとおりです。

区分	内容	休暇日数等
年次有給休暇	年休	1暦年について20日(20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる。)
病欠休暇	公務上の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	90日を超えない範囲内で必要と認められる期間
特別休暇	結婚するとき	その都度必要と認める期間。5日以内
	産前産後のとき	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内、産後8週間まで
	子の看護をするとき	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合、5日(子が2人以上の場合は10日)以内
	短期の介護をするとき	職員の配偶者、父母、子などの介護が必要な場合、5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
	親族が死亡したとき	親族により1日から7日の範囲内
	夏季における心身の健康の維持・増進等のとき	5月から10月までの期間内で5日以内
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護する場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない期間内において必要と認められる日又は時間

年次有給休暇の状況

期間	平均取得日数	消化率
平成31年1月1日～令和1年12月31日	14.8日	41.2%
令和2年1月1日～令和2年12月31日	13.4日	38.1%

育児休業等の取得状況(令和2年度中に育児休業又は部分休業を取得した職員数)

区分	育児休業	部分休業
取得者数	5人(うち新規 3人)	0人(うち新規 0人)

5. 職員の分限及び懲戒の状況
処分者等の状況(令和2年度)

区分		件数	区分		件数
分限処分	免職	0人	懲戒処分	免職	0人
	休職	0人		停職	0人
	降任	0人		減給	0人
	降給	0人		戒告	0人
	計	0人		計	0人

※分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分、公務能率の維持を目的としてなされます。
※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

6. 職員のサービスの状況

サービスとは、職員が職務を行うことをいい、地方公務員法第30条では、サービスの根本基準を「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。この根本基準の具体的な規定として、「サービスの宣誓」「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」のサービス上の義務が定められています。

7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修実績(令和2年度)

研修数	受講者数	研修内容等
0	0人	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施した研修無し

(2) 人事評価の状況(令和2年度)

人材育成及び人事管理の基礎とするため、職員の職務で発揮された業績や能力について、評価を行いました。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況(令和2年度)

区分	受診者数
定期健康診断	16人
人間ドック	75人
脳ドック	4人
P E T 検 診	1人

(2) 福利厚生状況

○福祉事業内容

事業団体	福祉事業内容
沖縄県市町村職員共済組合	保険事業、貯金事業、貸付事業
公立学校共済組合	保健事業、貸付事業
沖縄県市町村職員互助会	給付事業、貸付事業、公益事業

○互助会会員数(令和2年4月1日現在)

事業団体	会員数
沖縄県市町村職員互助会	136人

(3) 公務災害・通勤災害の認定状況(令和2年度)

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

※ 公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、傷害又は脂肪をいう。)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。